平成29年7月6日宣告

平成28年(わ)第83号 道路交通法違反,過失運転致死(変更後の訴因(主位的 訴因)危険運転致死,(予備的訴因)道路交通法違反,過失運転致死)被告事件

判

主

被告人を懲役10年に処する。

未決勾留日数中300日をその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成28年5月4日午後6時59分頃、旭川市a条b丁目c番付近道路において、運転開始前及び運転中に飲んだ酒の影響により自制心が著しく低下し、道路状況に従って安全に運転するのに必要な判断能力を喪失した状態で普通乗用自動車を運転し、前方交差点入口に設けられた停止線の手前約60メートルの地点で、自車走行車線の先行車両に至近距離まで接近し、加速しながら急ハンドルを切って追い越し、同交差点に進入して時速119キロメートル以上で走行し、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させたことにより、自車右前輪を同交差点出口付近に設けられた中央分離帯の縁石に衝突させて同前輪を脱落させ、操縦の自由を失い、その頃、同市d条e丁目f番付近において、自車を同中央分離帯を乗り越えて対向車線に進出させ、折から対向進行してきたA(当時38歳)運転の普通乗用自動車右前部に自車前部を衝突させ、よって、同人に頭蓋骨骨折等の傷害を負わせ、同日午後9時42分頃、同市g条h丁目i番j号B病院において、同人を同傷害に基づく外傷性出血性ショックにより死亡させた。

(証拠)

略

(事実認定の補足説明)

- 1 本件の争点は、本件当時、被告人がアルコールの影響により正常な運転が困難 な状態であったか否かであるので、以下、当裁判所の事実認定を説明する。
- 2 まず、関係各証拠によれば、本件につき、以下の各事実が認められる。
  - (1) 本件前の飲酒状況及び運転状況
    - ア 被告人は、平成28年5月4日(以下、年月日の記載は省略する。)午前8時30分頃から午後2時頃までにかけて、自宅敷地内において、農作業をしながら、缶ビール(350ミリリットル入り、アルコール度数5%。以下同じ。)を六、七本飲んだ。
    - イ 被告人は、午後3時過ぎ頃、被告人所有の普通乗用自動車(トヨタセルシオ、以下「被告人車」又は「自車」という。)を運転して外出し、用事を済ませた後、午後4時45分頃、缶ビール7本その他を購入し、午後5時頃、それらを持参して旭川市所在の知人宅を訪れ、その頃、同所において、持参した缶ビールのうちの1本を飲んだ。
    - ウ 被告人は、その後、自車を運転して上記知人宅を後にしたが、その際、持 参した缶ビールの中から1本を持っていき、午後5時30分頃、旭川市k条 1丁目m番先で同車を道路脇に停め、車内でその缶ビールを飲んだ。
    - エ 被告人は、その後間もなく自車の運転を再開し、旭川市内又はその周辺を走行した後、午後6時42分頃、旭川市n丁目o番地のp所在のセブンイレブンq店(以下「本件コンビニ」という。)に立ち寄り、缶ビール1パック(6本入り)を購入した。
    - オ 被告人は、その後も自車の運転を続け、午後6時50分過ぎ頃、国道 $\alpha$ 号線を北へ進行して旭川市 r 条 s 丁目 t 番先に差し掛かったが、同所で信号待ちのため停止している間に、車内で上記工の缶ビールのうちの1本を開け、その3分の1程度を飲んだ。
    - カ 被告人は、その後、自車を再び走行させたが、その速度は、上記オの信号 待ちをしながら缶ビールを飲んだ地点から国道 α 号線を北へ約 5 0 0 メート

ル走行した地点(旭川市u条v丁目w番x号先)において、被告人が自認するところでも時速約100キロメートルに達した(なお、同所の制限速度は時速50キロメートルである。)。

## (2) 本件の概要

- ア 被告人車は、国道α号線と国道β号線(制限速度時速60キロメートル、以下「本件道路」という。)が交差する十字路交差点を左折し、片側2車線の本件道路の第1車線を東から西に向かって走行し、同車線を時速約60キロメートルの速度で走行していた先行車両(以下「本件先行車」という。)に追いついた。なお、同車の右すぐ後ろの第2車線には、C運転の車両(以下「C車」という。)が時速約60キロメートルで走行していたため、被告人は、第2車線に車線変更をして本件先行車を追い越すことはできなかった。
- イ 被告人は、本件先行車に道を譲らせようと考え、同車に対して車間距離を 詰めたり開けたりする、いわゆるあおり行為をしたが、同車に道を譲る気配 がなかったため、今度は、C車に道を譲らせようと考え、第2車線に車線変 更をして、C車にも同様のあおり行為をしたものの、同車にも道を譲る気配 がなかった。そこで、被告人は再び第1車線に戻り、本件先行車のすぐ後ろ を走行していたが、本件道路と国道γ号線が交差する旭川市a条b丁目c番 先交差点(以下「本件交差点」という。)の入口に設けられた停止線の手前約 60メートルの地点に至ったところで、本件先行車とC車との距離が広がっ たことから、被告人車は、その間に割り込むように、加速しながら第2車線 へ進出してC車の前に出て、本件交差点手前に設けられた右折専用車線には み出しながら本件先行車を追い越し、そのまま高速度で本件交差点に進入し た。
- ウ 本件交差点の出口付近には、中央分離帯(以下「本件中央分離帯」という。)が設けられているが、その設置場所は、本件道路の第2車線を東から 西へ走行する車両から見て左に寄っており、同中央分離帯との衝突を避ける

ため、交差点手前の停止線を通過してから同中央分離帯に至るまでの約41. 4メートルを走行する間に、約2メートル以上、進路を左に寄せなければならず、被告人もそのことを知っていた。そうしたところ、被告人は、本件交差点に進入する手前の地点(同中央分離帯の先端から約50メートル以上手前の地点)で同中央分離帯の位置を認識し、自車のアクセルを緩めてブレーキを踏むとともに、同中央分離帯の先端から約15.5メートル手前の地点でハンドルを左に切ったものの、被告人車の右前輪が本件中央分離帯の縁石に衝突して脱落した。なお、その衝突の時点において、被告人車の速度は、時速119キロメートル以上に達していた。

エ 被告人車は、右前輪が脱落したことから操縦不能に陥り、旭川市 d 条 e 丁 目 f 番付近において、本件中央分離帯を乗り越え、対向車線に向かって跳ね上がり、折から対向走行してきた判示被害者運転の普通乗用自動車に衝突し、本件に至った。

## (3) 飲酒検知の結果

警察官が、本件発生の約40分後である午後7時41分頃、被告人に対して 飲酒検知を実施したところ、被告人の呼気から1リットル当たり0.45ミリ グラムのアルコールが検出されたことから、本件発生の時点における被告人の 血中アルコール濃度は、1ミリリットル当たり約1.0ミリグラムであったと 推定される。

以上のとおりである。なお、本件当時、C車の助手席に同乗していた証人Dは、被告人車が本件先行車を追い越したのは、本件交差点から約230メートル手前の地点であった旨供述するが、C車を運転していた証人Cと被告人は、いずれも上記認定に沿う供述をしており、相互に供述の信用性を高め合っている。他方、証拠(甲53、34)及び証人Cの尋問調書添付の図面の記載によれば、証人Cと被告人の立会いによる本件現場の実況見分は、いずれも本件から間もない時期に行われたのに対し、証人D立会いによる実況見分は、本件から約2

か月が経過した時点に行われたことが認められ、このことからすれば、証人Dの供述は、記憶の変容によるものである可能性が否定できない。そこで、当裁判所は、証人Cと被告人の各供述に基づき、被告人が本件先行車を追い越した地点を前記のとおり認定したものである。

- 3 そこで、前記認定に基づき、検討する。
  - (1) 前記認定によると、①午前8時30分頃から午後2時頃までにかけて缶ビー ルを六、七本飲んだにもかかわらず、午後3時過ぎ頃に被告人車を運転して外 出したこと、②午後5時頃に訪れた知人宅において缶ビール1本を飲んだ後、 再び自車を運転したこと、③午後5時30分頃に自車を道路脇に停めて缶ビー ル1本を飲み、その後まもなく自車の運転を再開したこと、④午後6時50分 過ぎ頃, 国道 α 号線上で信号待ちのため停止している間に、缶ビールを開け、 その3分の1程度を飲んだこと、⑤その直後の被告人車の速度が時速約100 キロメートルに達していたこと,⑥本件道路を走行中,本件先行車及びC車に 対して執ようなあおり行為を行い、本件交差点の手前約60メートルの地点で、 本件先行車とC車の間に割り込むように、加速しながら第1車線から第2車線 へ進出して C 車の前に出て、本件先行車を追い越すという, 危険な運転をした こと、⑦本件交差点内を高速度で走行し、ブレーキを踏んだにもかかわらず、 本件中央分離帯の縁石に衝突した時点で時速119キロメートル以上に達して いたことなど、被告人の自制心が低下していたことを推認させる事情が多く認 められる。しかも、人目をはばからずに信号待ちをしながら缶ビールを飲み、 その直後に時速約100キロメートルで走行し、執ようなあおり行為や危険な 割り込みを行い、交差点の直前で本件先行車を追い越し、高速度で交差点に進 入するなど、被告人の行為の危険性が次第に増大したことからすれば、本件発 生の時点に近づくにつれ、被告人の自制心の低下はますます進行していたもの と推認される。
  - (2) そして、前記認定によれば、本件発生の時点における被告人の血中アルコー

ル濃度は1ミリリットル当たり約1.0ミリグラムであったと推定されるとこ ろ, 証人Eの供述によれば, 血中アルコール濃度が1ミリリットル当たり概ね 0. 1ないし1. 0ミリグラムに達すると、アルコールの影響が脳の前頭葉に 及び、自制心喪失、自信過剰、判断の変化、注意力減退等の症状が生じること が認められ、加えて、自制心の低下が進行する過程において、被告人が、午前 中からの飲酒によるアルコールの影響が残存している中、更に飲酒を重ねてい ることも併せ考えると、被告人の自制心の低下がアルコールの影響によって生 じたことは優に認められ、さらに、被告人の運転行為が極めて危険なものであ ったことや、飲酒運転中に更に飲酒を重ねたことに鑑みれば、本件当時、被告 人は、アルコールの影響により自制心が著しく低下し、道路状況に従って安全 に運転するのに必要な判断能力を喪失した状態にあったといえる。この点につ き、弁護人は、被告人が飲酒した時間は約10時間20分間と長時間にわたっ ていること、午後2時頃から午後5時頃までの約3時間は飲酒していないこと、 午後5時頃から本件発生までの間の飲酒量は、缶ビール2本と約3分の1にす ぎなかったことなどを指摘するが、これらの指摘は、上記判断を左右するに足 りるものではない。

したがって、本件当時、被告人は、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であったと認められる。

(3) なお、検察官は、被告人が的確なハンドル操作をせずに本件中央分離帯の縁石に衝突していること、本件コンビニ内でふらつきながら歩いていて平衡感覚を失調していたこと、本件直後に警察官から事情聴取を受けた際も言動がしどろもどろであったことを根拠に、被告人はアルコールの影響により運転操作が困難な状態であった旨主張する。

しかしながら、被告人は、本件中央分離帯の縁石に衝突する直前にあおり行為、危険な割り込み、本件先行車の追越しをしたとはいえ、その際の運転操作におぼつかないところがあったことをうかがわせる事情が見当たらない上、関

係証拠によれば、被告人は、本件後の飲酒検知において、直立や正常歩行がで きていたことが認められる。また、本件コンビニに設置された防犯カメラで撮 影された映像(甲57資料1)を見ても、午後6時42分頃に本件コンビニで缶 ビールを購入した際の被告人の歩行状況は、明らかにふらついているとまでは いえない(なお、この判断は、上記のとおり、被告人が、本件後の飲酒検知に おいて、直立や正常歩行ができていたこととも符合している。)。この点、証 人Fは、コンピュータ技術を利用して上記映像を解析した結果、被告人がふら ついていた可能性は高い旨供述するが、本件コンビニ店内における被告人の動 作をサンプルに再現させていないことや、アルコールの影響を受けていない状 態の被告人の歩行状況との比較が行われていないことなどの疑問点があること からすると、同証人の供述は、上記判断を覆すに足りるものとはいえない。さ らに、本件直後に被告人と会話した証人Gは、被告人はスムーズに会話できる 状態で、言葉に詰まることもなかった旨供述しており、このことからすると、 仮に、被告人が警察官から事情聴取を受けた際に言動がしどろもどろであった としても、それは、重大な交通事故を起こした後に警察官から事情聴取を受け るという精神の緊張が高まった状況によるものであった可能性が否定できず, アルコールの影響によるものであったとは断じることができない。

以上のとおりであるから、被告人が、アルコールの影響により運転操作が困難な状態であったと認めるに足りる証拠はないというべきである。

(4) また、検察官は、本件現場は見通しの良い直線道路であり、本件中央分離帯の約258メートル手前から本件中央分離帯を視認できたにもかかわらず、被告人が本件中央分離帯の縁石に衝突していることや、被告人が捜査段階でなぜ本件中央分離帯の縁石に衝突したのかわからない旨供述していたことを根拠として、被告人は運転開始前及び運転中に飲んだ酒の影響により前方注視が困難な状態であった旨主張する。

しかしながら、被告人車が、本件交差点の手前約60メートルの地点で、本

件先行車とC車の間に割り込むように、加速しながら第1車線から第2車線へ 進出してC車の前に出て、本件先行車を追い越したこと、追越しの際、被告人 車が右折専用車線にはみ出していたこと、本件交差点内を高速度で走行し、ブ レーキを踏んだにもかかわらず、本件中央分離帯の縁石に衝突した時点で時速 119キロメートル以上の速度に達していたことなどの事情や本件交差点の形 状を踏まえると、被告人車が本件中央分離帯の縁石に衝突したのは、本件交差 点の直前で第1車線から第2車線へ進出して無理な追越しをしたことや、速度 が高すぎたことこそが原因であって、前方注視が困難な状態であったことが原 因であったとはいえないと考えられるから、本件中央分離帯の縁石に衝突した こと自体をもって前方注視が困難な状態にあったとは認定できない。むしろ、 前方注視が可能であったからこそ、あおり行為や割り込みをすることができた ともいえる。また、本件道路が検察官指摘の本件中央分離帯視認可能地点から 本件交差点前までに右にカーブしていることや、被告人車が同地点を通過した 時点ではその前方に本件先行車やC車がいたことが、被告人の視認を妨げてい た可能性も否定できない。さらに、被告人の捜査段階における供述も、前方を 注視できていなかったことを自認する趣旨の供述であるかは判然としないから, 当該供述に依拠して前方注視が困難な状態にあったと認定することはできない。 したがって、被告人が、アルコールの影響により前方注視が困難な状態であ ったという検察官の主張についても認めるに足りる証拠はないというべきであ

4 以上の次第で、当裁判所は、本件当時、被告人が、アルコールの影響により自制心が著しく低下し、道路状況に従って安全に運転するのに必要な判断能力を喪失した状態にあった、すなわち、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態であったと認めたものである。

(法令の適用)

る。

罰 条

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処

罰に関する法律2条1号

未決勾留日数の算入

刑法21条

訴訟費用の不負担

刑事訴訟法181条1項ただし書

(量刑の理由)

被告人は、先行車2台に対して執ようにあおり行為をした上、交差点の直前で先行車2台のわずかな隙間に割り込むようにして追い越し、自車を時速約119キロメートル以上まで加速させて中央分離帯の縁石に衝突させ、その結果、本件を惹起している。アルコールの影響により前方注視及び運転操作が困難な状態であったとは認められず、また、中央分離帯の位置も本件の一因と考えられるが、上記走行態様自体が極めて危険なものであり、犯行態様は相当に悪質である。さらに、被告人は運転中にも飲酒しており、道路交通法規を無視する態度は厳しい非難に値する。また、動機や経緯に酌むべき事情は一切見当たらない。被害者遺族の処罰感情が峻烈であることも当然というべきである。

以上によれば、被告人の刑事責任は重く、本件は、単独犯によるアルコール酩酊 運転類型の危険運転致死1件の事案の中では、重い部類に属するといえる。ただし、 本件が、同種事案よりも悪質性の点で上回っているとまではいえない。

そこで、基本的な事実関係を認めて反省の弁を述べていること、自動車保険による損害賠償が見込まれること、前科前歴がないことなど被告人のために酌むべき事情も考慮して、被告人に対しては、主文の刑を科すのが相当であると判断した。

(求刑 懲役14年)

(検察官 恒川一宇, 井上貴由

私選弁護人 小門史子(主任),池田めぐみ 各出席)

平成29年7月6日

旭川地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 佐藤英彦

裁判官 田 岡 薫 征

裁判官 吉 野 颯 太